

理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(特任理事)

第3条 基本規程第8条に規定する特任理事は理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。

2 特任理事は、理事会の議決権を有しない。

(理事会の種類及び開催)

第4条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

2 定例理事会は、事業年度毎に年4回開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めるときに開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位によって副会長が理事会を招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項の手續に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手續)

第6条 理事会の招集権者は、理事会の招集通知を理事会の開催日の少なくとも4日前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手續を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに当たる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(理事の議決権)

第9条 各理事は、理事会における一議決権を有する。

2 出席理事のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

(決議の方法)

第10条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第11条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 総会の招集等に関する事項
- (2) 理事に関する事項
- (3) 組織及び人事に関する事項
- (4) 財産・財務に関する事項
- (5) 重要な業務執行に関する事項
- (6) その他法令及び定款に定める事項

2 会長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

第12条 会長及び業務執行理事は、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告しなければならない。

3 競業取引又は本協会との間で取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録のいずれかをもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した会長及び監事がこれに署名押印又は電子署名をしなければならない。

(欠席者に対する通知)

第14条 議長は、理事会の議事の経過及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(補則)

第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改正)

第16条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月19日理事会決議)

2 この規則の改正は、令和4年9月24日から施行する。(6条)